

環境審議会関係

○大津市環境基本条例（抜粋）

第3章 環境審議会

- 第19条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の区域における環境の保全に関する、基本的事項を調査審議させる等のため、市長の附属機関として、大津市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。
- (1) 環境基本計画に関する事項
 - (2) その他良好な環境の保全と創造に関する基本的事項
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 環境の保全に関し識見を有する者
 - (2) 関係団体から選出された者
 - (3) 市長が行う委員の公募に応募した市民
- 6 前項第3号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき又は適任者がなかったときは、同号に掲げる者のうちから委員を委嘱しないことができる。
- 7 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

○大津市環境審議会の組織及び運営に関する規則(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市環境基本条例(平成7年条例第39号)第19条第8項の規定に基づき、大津市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第2条 審議会に会長及び副会長を各1人置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

- 第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門委員会)

- 第5条 会長は、特定の事項を調査、審議するため、必要があるときは、審議会に専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、専門委員会の委員の互選によって定める。
- 4 第3条及び前条の規定は、専門委員会の会議について、準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

- 第6条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

- 第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。